

会 議 録 （会議経過含む）

会 議 の 名 称	平成23年度第3回由利地域協議会
開 催 日 時	平成23年12月22日（木） 午後1時30分～
開 催 場 所	善隣館 「市民ホール」
出 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
欠 席 者 氏 名	「名簿」のとおり
会 議 次 第 1. 開 会 午後1時30分～ （進行：鈴木振興課長） 由利総合支所長より11月15日から新たに委員となられた「高橋朗委員」に委嘱状の交付。 2. 会長あいさつ 今年は何の会議に出ましても災害の話ばかりで終わったような感じでございます。全国的に見ますと大水害にみまわれた奈良・和歌山方面の水害など本当に災害の多い年でございました。我が由利地域でも特に鮎川地区の災害は今まで経験したことない非常に大きな災害でございました。お見舞いを申し上げたいと思います。しかしながら困ったと言っただけではいられません。このような経験を、今後のこの地域の振興に役立たせていただければ幸いに存じます。今日があるから明日があるというような言葉もでございます。来年は今年のこのような体験、あるいは教訓を胸に置きながら24年に向かって勢いづけていくべきだと思います。いずれにいたしましても、皆さん共々さまざまな事業あるいは行事の進行にあたっては今までの経験や教えを忠実に守り、来年こそ良い年でありますように祈りながら、本協議会を推進して参りたいと思っておりますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。 3. 会長報告 資料－Aにより、各種会議への出席状況等について説明。 （会長） 4. 行政報告 資料－Bにより、12月21日までの由利地域の行事等報告。 （由利総合支所 三浦支所長） 5. 協議 協議案件に入る前に、案件の説明者及び関係者を紹介。 （鈴木振興課長） （進行：会長） ・「由利本荘市ごみ処理施設の整備方針について」資料－Cにより、説明。 （生活環境課 真坂課長、長谷部主査） （A委員） 3ページの（3）の収集経費が0になっていますが、これはどういう意味なのか、その点と4ページの16時間運転から24時間運転へ改良とありますが、現状では24時間運転にできないのか。 （真坂生活環境課長） 最初の、収集経費につきましては、統合して矢島・鳥海地域が無くなるということになりますと、	

矢島・鳥海地域の収集車が、本荘に行くことになりますので、それに対する経費がかかるというようなことで統合の欄に経費が上がっています。併用の場合は、現状と同じであるため変わらないという解釈でお願いしたいと思います。24時間運転については、清掃センターの担当者から説明させていただきます。

(村井清掃事業所長)

今の現状で24時間できないかというご質問の件でございますが、今現在、16時間運転ということで県からの許可を頂いています。24時間に変更するには環境アセス調査を一年間実施してその上で許可を頂くことになりますけれども、今16時間運転で建物が建てられてるとのことで、設備されてる機器や焼却炉は、16時間の設計になっていますので、24時間で1.5倍の連続運転になりますと施設の焼却炉を中心とした制限、強化を図る必要があるということで基幹改良では、24時間にするための増強を行うという計画を立てているところでございます。

(B委員)

検討理由の中にありました精密機能検査を実施した検査機関あるいは業者についてお知らせをお願いしたいと思います。

(村井清掃事業所長)

21年に実施した業者ですけれども、財団法人日本環境衛生センター、神奈川県にある業者であります。この検査というのは3年に1回実施が義務づけられている検査でございます。焼却施設の機械や設備関係は、7年から15年の耐用年数というのが一般的ですけれども、その検査において竣工してから16・17年経過し、耐用年数を超えているものが多々あり、特に燃焼炉内の劣化が著しいということで早急に大規模な改修が必要であるとの所見を頂いております。

(会長)

この工事が実施される場合、ゴミの量を減らす等住民に協力を依頼することはありますか。

(真坂生活環境課長)

工事は、平成25・26年の2ヶ年で予定しております。本荘清掃センターには二つの焼却炉があり、一つずつ基幹改良する予定でございますので、ゴミの収集については、ご迷惑をお掛けしないようにと思っておりますが、一炉ずつ運転になりますので、本荘清掃センターだけでできない場合には矢島・鳥海清掃センターのほうも利用することを考えておりますので、ゴミについては制限しないようにしていきたいと考えております。

(C委員)

震災後、がれきの処理に苦勞しているとニュースで伝えられており、県知事は受け入れたい意向で検討しているようですが、一度市町村では受け入れ困難と回答しているようですが、改めて由利本荘市ではどのように考えておりますか。

(真坂生活環境課長)

がれきに関しましては新聞報道等でありますが、先日、岩手県の宮古市と今回正式に受け入れの要請がありました岩手県沿岸北部の久慈市周辺4市町村に県と一緒に職員が視察に行き、想像を絶するようながれきの山という現状を実感してきました。

がれきにつきましては放射能の問題がありますので、確実な安全性が大前提になると思いますし、またそれも住民の皆様方に理解して頂くことが大前提になると考えております。そこで、我々担当者といしましては、現状を見てきた段階では、がれきを受け入れて処理するというような状況とは程遠いなというところで、県のほうとも相談しながら、県の受け入れ態勢の中で我々ができることを整理しながらできるだけそういう方向に向かっていきたいと考えてる状態でございます。今月の27日に秋田県のほうで会議がございまして、各市町村に対してその時に今までの経緯やら秋田県の方針が発表されるようでございます。その中で協議していくことになると思いますので、由利本荘市の中でできることがあれば、協力していきたいというのはございますけれども、問題として施設の関係がございまして、焼却施設につきましては、これから大規模な改修をするというのがあります。また、最終

処分場につきましても管理型の施設というのは由利本荘市の中では、由利地域と本荘地域にあるものと限られておりますし、受け入れるだけの容量を確保できないのではないかとということで県に対しては無理ですという回答をしてあります。焼却施設につきましては、きちんとしたかたちで分別されて処理できるような内容であれば、対応できると思いますのでそれらも含めてこれから検討していきますのでご理解をお願いしたいと思います。

(A委員)

搬入量が矢島島海清掃センターは2地域で20トン、本荘清掃センターはそれ以外の6地域で84トン、矢島・島海のゴミが多いような気がします。現在の運転時間は決まっていますが変えることは出来ないのでしょうか。8時間運転を24時間運転して処理能力を増やして、搬入量を多くすれば、がれき処理を30・40トンくらい処理するようにはできませんか。そこら辺の手続きを前向きに早くやったほうがいいのではないかと思います。

(村井清掃事業所長)

検討してまいりたいと思いますが、先ほど申しあげましたとおり、16時間運転を24時間運転に変更するとしても1年間の環境アセス調査が必要となってきました。その調査の結果が出てから住民に縦覧した上で、県に報告ということになります。更にその上で改良工事、24時間に耐えうる施設の整備、ほとんど機械を入れ替えるというような作業が出てきて、これには今回本荘清掃センターが20数億という改良事業費を出しておりますが、矢島島海清掃センターを改良するにあたっては11年経過しておりますので、相当の経費がかかることが見込まれますので、がれきの早期対応には、2・3年先というようになってしまうのが現状だと思われます。さらに付け加えますと先程の担当のほうからの説明の中で、施設の処理能力としては、8時間で20トン、2炉で10トンずつですけども実際の処理量は、年間2000トンあまりで、1日に20トンでありますけども約100日間で2000トンでありますので、一週間にしてみれば5日間のうち2日の焼却で間に合っているという現状です。ご理解をお願いいたします。

(会長)

先ほどの発言を意見として受けていただいて、工事にあたりましてはゴミの量を制限しないことを確認したということで、この件については、終わらせていただき、次の案件に移りたいと思います。

・「公の施設使用料の減額・免除制度について」資料-Dにより、説明。(佐藤行政改革推進課長)

(会長)

前の協議会でも大方の説明をいただいておりますが、体育協会や芸術文化協会のような団体についてはわかっていると思いますが、その他に市民活動団体の認定がどのようになるかが皆さん思っていることではないかなと思います。皆さんのご質問を受けたいと思いますが、前回の説明内容と変わったことはないですね。

(佐藤行政改革推進課長)

大きな考え方は前回ご説明させていただいております。それとは変わっておりません。今回の説明は、実際運用していく具体的な内容のことについて説明させていただきました。

(A委員)

取扱要綱の減額・免除適用区分の説明で、第2条(1)・(2)・(3)とありますが、免除・減額する要件内容の定義づけで第2項・第3項となっているのは、私のイメージでは違うような気がします。どうでしょうか。

(佐藤行政改革推進課長)

資料-Dの概要説明は、説明資料の主要なところを抜粋しております。減額・免除適用区分は説明資料6・7ページの取扱要綱と対応しております。第2条(1)・(2)は、適用区分の第1項の

内容でありまして、さらにその免除・減額する要件内容の定義づけとして、第2項・第3項があります。わかりにくい部分があるかもしれませんが、ご理解をお願いいたします。

(A委員)

質問した内容と食い違いがあるようですがわかりました。

団体の登録をしていないところが、施設を使いたい場合、申請から認定までどのくらいの期間を考えていますか。

(大滝生涯学習課長)

主に体育館や社会教育施設などの生涯学習施設が中心になるかと思いますが、遅くとも使用する2週間ぐらい前に申請をいただければ、行政手続きの通例としまして2週間後には決定・判断をすることになりますが、申請内容に問題がなければ即日認定も可能だと思います。

- ・「由利本荘市総合発展計画由利地域主要事業について」資料－Eにより、説明。

(由利総合支所各課長)

- ・「24年度地域づくり推進事業について」資料－Fにより、説明。(鈴木振興課長)

(会長)

24年度の申込締め切りは終わっていますが7件の申込みがございまして、これについて皆さんからご意見を頂戴して、副市長の決裁を得るというような形になろうかと思しますので、この7件について皆さんからご意見がございましたらお願いします。

(会長)

特にご意見がないようですので、了承されたものと理解しますが、一つ事務局にお願いがあります。今後決裁の事務を進めるまでの間に要望があった場合は、できるだけ取り上げていただきますようお願いいたします。

- ・「旧鮎川小学校保存利活用計画について」資料－Gにより、説明。(鈴木振興課長)

(会長)

旧鮎川小学校の利活用についても軌道に乗ってきたような感じがして非常に喜ばしいわけですが、工事そのものもそうですが私から一つお願いがございます。西滝沢小学校跡地利用として、現在、水辺プラザをNPO法人が管理しているわけですが、大変難儀をしておりますので、いち早く維持管理も含めた協議会等を立ち上げて体制を作り、地元鮎川の総代会の意見を取り入れながら進めていくべきだと思いますので、指導する側にもその点をお願いしたいと思います。

(副会長)

今のお話に関連するわけですが、利活用の管理運営形態の検討について8月から10月まで3回開催されているようですが、具体的に管理運営についてどうあるべきかということまで踏み込んで検討しているのですか。

(鈴木振興課長)

管理、運営についても鮎川地区総代会のほうとも話はしておりますが、先程申し上げたとおり文化財として保存していくと、利活用については、具体的な方法を示すまでまだ至っていない状況であります。現在、市で管理を委託している方がおりまして、定期的に窓の開閉や校舎内外の清掃をしていただいています。今後、一般公開しますから、申し込みがあったときはその方に対応してもらいます。

利活用が具体化した時に、鮎川地区の地元の団体あるいは鮎の風実行委員会などに管理運営を委託したほうがいいのかなど、まだ一步踏み込めない状態でおります。利活用方法を模索していく中で、管理運営のあり方も検討させていただきたいと思っております。

(三浦支所長)

計画の終了年度は平成26年度というようなことで今は現在進行形ではっきりしていない部分がありますが、第一義的にはまず文化財の方向の中で利活用を考慮した建物及び外部のグラウンドなどの整備、それらができた後に全体的な管理運営ということで、一年間のランニングコストはどれくらいかかるのか、というような経費について1・2年間で見極めながら指定管理についても検討して行きたいと思っております。

(会長)

西滝沢小学校の場合も法人を作るまで協議会を立ち上げてから、かなりの日数が掛かりながらやってきた経緯を見ますと、今からそういう協議会を立ち上げておいたほうがいいかと思いますのでその点の指導よろしくお願いします。

(A委員)

郷土資料館との関係の話はなかったのですか。

(鈴木振興課長)

市全体として教育委員会サイドで民族展示館の各地域にあるものをまとめようという話しはあるようですが、具体的には決まっていないようです。

(会長)

それでは、協議はこれで終了します。その他で何かございますか。

6. その他

(三浦支所長)

使用料関係の説明が先ほど行政改革推進課のほうからありましたが、その資料の中に由利地域施設の料金改定表が載っておりますので後でご覧ください。また、今月27日に現在利用している団体に対しては説明会を開催しますし、1月の市政懇談会及び出前公民館でも説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

皆さんご存知のことと存じますが、12月9日付けのさがけ新聞に掲載された「国療跡地に体育館整備」という総合政策課が議会に対して説明した内容が記事になりましたが、このことにつきましては国療跡地の整備あるいは今後の防災に関する総合発展計画の見直しについて2月の地域協議会で説明する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

閉会にあたりまして皆さんにお礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。今年度に入ってから3回にわたりご協議をいただきましたことにお礼を申し上げます。

この後、先ほど申し上げたとおり計画されており、皆さんのご意見を伺う機会があると思しますのでよろしくお願いいたします。

今年一年いろいろなことがございましたが、皆さんにおかれましてはご健勝で希望に満ちた新年を迎えられますようにご祈念申し上げまして、閉会にあたってのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

7. 閉会

終了 午後4時20分

会 議 の 資 料	別紙のとおり
-----------	--------

◆出席者名

会 長	佐 藤 千 秋	総務部次長兼行政改革推進課長	佐 藤 晃 一
副会長	徳 山 洋 一	総務部行政改革推進課 主査	小 松 康 宏
委 員	原 田 清 孝	教育委員会生涯学習課長	大 滝 朗
委 員	佐 藤 文 夫	教育委員会スポーツ課長	伊 藤 久
委 員	相 田 勝 弘	市民福祉部次長兼生活環境課長	真 坂 誠 一
委 員	工 藤 健 一	市民福祉部生活環境課主査	長 谷 部 浩 司
委 員	佐 藤 俊 弘	市民福祉部清掃事業所長	村 井 恭 輔
委 員	高 橋 朗	市民福祉部清掃事業所参事兼専門技術員	伊 藤 成 一
委 員	二見 美代子	由利総合支所長	三 浦 貞 一
委 員	佐々木 勝美	振興課長	鈴 木 甚 悦
委 員	木 内 進	市民福祉課長	木 内 幸 一
委 員	佐 藤 金 市	産業課長	熊 谷 善 弘
委 員	木 内 芳 一	建設課長	庄 司 昭 一
		教育学習課長	伊 藤 康 勝
		振興課課長補佐	佐 藤 繁 俊
		振興課主査	山 田 雄
		振興課主任	鈴 木 顕